令和５年10月１１日

徳島県教育委員会
教育長　榊　浩一　様

徳島県小中学校管理職員協議会
会　長　近藤　　太

令和６年度当初予算編成に関する要望書

日頃は，教育管理職員の身分保障・処遇・教育諸条件の見直しや改善等に深いご理解とご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて，令和６年度当初予算編成にあたり，別紙のとおり要望いたしますので，実現のため格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

要　望　事　項

１　身分保障・処遇改善

(1)　身分保障

①　新たな人材確保法を策定し，教育管理職の職責に見合った処遇改善を図るとともに，義務教育費国庫負担制度を堅持し，国庫負担率を早期に2分の1へ復元し，その後，全額国庫負担化を図ること。

②　雇用と年金の接続に関して，次の事項について改善を図ること。

(ア)年金支給開始月まで教職員が安心して教育に専念できるよう，民間の「改正高年齢者雇用安定法」に見合う「再任用制度」の抜本的な改善を図ること。

(イ)令和５年度開始の定年延長制を踏まえて，本人の希望を尊重した役職定年後の働き方とするとともに，教育管理職の経験を活かせる職種拡大の整備を進めること。

・特定管理監督職群の職
・「主幹教諭」又は「指導教諭」へ降任した職
・「定年前再任用短時間勤務制度」の職
・「暫定再任用制度」（短時間勤務）の職
・「暫定再任用制度」（フルタイム勤務）の職
・マイスターバンク登録制度の職
・児童生徒の学習サポート，学校生活適応への支援，その他教員の指導力向上・教育業務支援相談職や管理職員を補助・支援する「サポート・スタッフ」等
・市町村教育委員会と連携した上記職種等の各市町村への拡大
・非常勤職員（学力向上推進員等）の増員

(ウ)再任用者へ扶養手当及び住居手当等を，人事院の意見の申出（平成２３年９月３０日）に沿って支給すること。

(エ)再任用短時間勤務の営利企業等への従事は，校務への支障がない限り許可すること。

③　市町村立小中学校事務室長を管理職員へ指定すること。

④　「定年延長制」における「役職定年制」の特例として認められる「特定管理監督職群」（校長，副校長，教頭）について，より具体的な内容の情報提供に努め，具体的運用を積極的に図ること。

(2)　給与・処遇

①　教職員給与制度を見直し，教育の職責に応じたメリハリのある給料表の完全な6級制の制度化と号俸増設を図ること。特に，生活の基盤である給与又は退職手当等の減額は，絶対避けること。

②　教頭の俸給加算額（7,500円：2%以下）の改善を図ること（基準とする教職調整額4%の支給も見 直し，最新の超過勤務実態に合わせて増率）。

③　小学校・中学校の教職員給与と高等学校の教職員給与を一本化し，格差是正を図ること。特に，小中学校の校長，教頭の給与が，それぞれ高校の教頭，主幹（指導）教諭の給与を下回ることのないよう配慮すること。

(3)　手当・旅費

①　管理職手当を期末・勤勉手当及び退職手当の算定基礎へ繰り入れること。

②　義務教育等教員特別手当の支給額の改善を図ること。

③　管理職員特別勤務手当の支給要件の拡大と請求手続きの簡素化を図ること。

(ア)地域と協働する学校づくり推進のため，管理職の夜間，週休日，祝日，の活動参加に係る管理職員の特別勤務手当の適用枠の拡大。

④　期末勤勉手当の役職段階別加算額については，教諭との均衡上，校長20%，副校長・教頭15%の一律引き上げを図ること。

⑤　併設型及び一貫校の小・中学校を兼務する校長の処遇改善を図ること。

⑥　普通旅費と修学旅行引率旅費の増額及び引率教員の増員を図ること。

(ア)普通旅費等の速やかな執行

(イ)団長・養護教諭分は別枠支給（特に学年１・２学級の場合）

(ウ)特別な支援を必要とする児童生徒に配慮

⑦　特殊業務手当については，３号業務による管理職員への特殊業務手当の支給を図ること。また，４号業務による管理職員が組織上やむを得ず部活動指導に関わった場合，特殊業務手当（部活動指導手当）の支給を図ること。

２　教育諸条件の改善・充実

⑴　教職員定数改善計画と新学習指導要領実施に伴う円滑な教育活動を実施するための条件整備を図ること。

①　義務教育全学級での速やかな35人学級の推進

②　生徒指導・特別支援・外国人児童生徒等、個別の教育課題への人的対応

③　小学校専科教員の増員（英語科指導・プログラミング指導等）

④　スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，巡回相談員の増員

⑤　新たに法的な専門相談員としてのスクールロイヤーの派遣

⑵　安定した教育活動が行われるように，産前・産後休暇，育児休業，介護休暇，病休等の職員を補充するための臨時的任用教職員の確保や配置について適切な施策を図ること。

⑶　教頭，主幹教諭，指導教諭の配置の充実を図ること。

⑷　学校司書，ＩＣＴ支援員，地域連携担当職員等の専門スタッフ職を配置すること。

⑸　中学校における免許外教科担任の解消を図ること。

⑹　正規教職員による養護教諭，事務職員，栄養教諭，学校栄養職員の配置拡充と大規模校等への複数配置を図ること。

⑺　へき地・小規模校に複式学級解消及び教頭の学級担任解消を図る加配教員を配置すること。

⑻　地方公務員法改正により，平成２８年度から実施されている「教職員の育成・評価システム」は，教育現場の特性を考慮して適正な運用を図ること。

⑼　文部科学省からの「学校現場における業務の適正化に向けて」（平成29年1月6日　文部科学大臣発表）に基づき，県教委主催の研修等の精選を図ること。

⑽「学校の働き方改革」における教職員の多忙化解消のための具体的な方策を図ること。

①　臨時的任用教員の確保できる具体的な方策

②　重責と激務を担う校長が心身の健康を維持し，校長の校務を遂行できるための支援

③　激務にさらされている副校長・教頭の職務多忙化の減少を図るための支援

④　部活動指導員並びにスクール・サポート・スタッフの増員と条件整備の拡充

⑤　給食費の公会計化

⑥　１年単位の変形労働時間制の導入の弾力的な運用

⑾　５類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について適切な措置を講じること。

以上について，知事部局・県人事委員会・文部科学省・総務省等，関係機関への働きかけを図られたい。